

Ⅳ 令和4年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和3年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和4年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 令和4年から変わる事項

退職所得課税の見直し

1 制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1^(注)に相当する金額とすることとされています。

(注) 勤続年数5年以下の役員等の退職手当等(以下「特定役員退職手当等」といいます。)については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

2 改正の内容

短期退職手当等^(注)に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

(1) その短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合
その残額の2分の1に相当する金額

(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合

150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

(注) 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

2 実務上の留意事項

2-1 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等(異動)申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等(異動)申告書を給与の支払者(2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者)に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者^(注1)及び控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載をする必要がありますが、一定の要件^(注2)の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(合計所得金額(11ページ参照)が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。以下同じです。

※ 源泉控除対象配偶者に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか受けられません。

2 給与の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー(個人番号)その他の事項を記載した帳簿(次の①から⑥までの申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限り)を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー(個人番号)の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑥ 所得金額調整控除申告書

ロ 給与の支払者は、「令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

※ 電磁的方法による提供を受けるために、令和3年4月1日以前は税務署長の承認が必要でしたが、令和3年4月1日以後は承認が不要となりました。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、下記(4)「マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認」を参照してください。）。

2 受理した「令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和4年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイのなお書き及び(注)2、ロ(注)並びにハ(注)については、「令和4年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に年齢16歳未満の扶養親族を記載（マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。）することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

(4) マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認

給与の支払者が、給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、本人確認として、

提供を受ける番号が正しいことの確認（番号確認）^(注1)と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（身元確認）^(注2)を行う必要があります。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード^(注3)（番号確認）＋運転免許証、パスポートなど（身元確認）※
※ 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります^(注4)）。

- (注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報データベース）を参照することにより確認することも認められています。
- 2 身元確認については、マイナンバー（個人番号）の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。
- 3 通知カードを番号確認書類として使用するためには、通知カードの記載事項が住民票の氏名、住所等と一致している必要があります。また、令和2年5月25日以後交付される「個人番号通知書」については、番号確認書類として使用できませんのでご注意ください。
- 4 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

《マイナンバー（社会保障・税番号制度）の詳細やお問合せ》

- ・内閣府ホームページ「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
 - ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120 - 95 - 0178
平日 9時30分～20時、土日祝日 9時30分～17時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く）
- ※ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。
- ※ 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）
- ・「マイナンバー制度」、「マイナポータル」又は「マイナポイント」に関すること 050 - 3816 - 9405
 - ・「マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード」又は「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止」について 050 - 3818 - 1250



《国税に関する社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉（法人番号を含む）の最新情報》

- 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

(5) 給与に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行います。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます^(注1)。また、給与の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「源泉徴収税額表」を参照してください。

- (注) 1 扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。
- 「扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与の支払を受ける人が提出した扶養控除等（異動）申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与の支払を受ける人を、その配偶者の提出した扶養控除等（異動）申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。

夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等（異動）申告書に親族関係書類が添付等された扶養親族等に限りま

2-2 源泉徴収簿の作成

- (1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、かつ、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものです。給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

- (2) 給与の支払を受ける各人ごとに、令和4年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 源泉徴収税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、令和3年分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額⑳」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額㉑」欄の金額を転記します。